



※1：病院または有床診療所については、2階部分に患者の収容施設があるものに限る

※2：就寝用福祉施設にあたるもの (別表1参照)

別表1

- ・ サービス付き高齢者向け住宅
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 障害者グループホーム
- ・ 助産施設
- ・ 乳児院
- ・ 障害児入所施設
- ・ 助産所
- ・ 盲導犬訓練施設
- ・ 救護施設
- ・ 更正施設
- ・ 老人短期入所施設
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護の事務所
- ・ 老人デイサービスセンター
(宿泊サービスを提供するものに限る。)
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 母子保健施設
- ・ 障害者支援施設
- ・ 福祉ホーム
- ・ 障害福祉サービス (自立訓練又は就労移行支援を行う業務に限る。)の事務所 (利用者の就寝の用に供するものに限る。)